

## 告 示

### 埼玉県告示第四百四十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十八年三月二十九日

二 処分を受けた者の氏名、主たる営業所の所在地

イ 氏名

桑原弘次

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県富士見市下南畑三一六四

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

ロ 停止を命ずる期間

平成二十八年四月十二日から四月十四日までの三日間

四 処分の原因となった事実

桑原弘次は、埼玉県さいたま市内の民間工事において、建設業法第三条第一項の規定に違反して、同項の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令第一条の二に定める金額以上となる建設工事を請け負った。

このことは、建設業法第二十八条第二項第二号に該当する。